

工事請負契約・設計業務委託契約・建築工事監理 業務委託契約の保証証書等の電子化について

独立行政法人労働者健康安全機構において、工事等の契約における履行保証・前払金保証について、**保証確認サービス「D-SURE」**を活用することとなりましたのでお知らせいたします。

1 変更点

これまで → 履行保証（契約保証）・前払金保証については、紙面での確認しかできませんでした。

今 後 → 令和5年8月1日以降に入札公告を掲載する案件においては、履行保証（契約保証）・前払金保証について、紙面以外に電子保証によるものでも可とします。

※ただし、既に入札公告が掲載されているものは電子保証を行うことはできません。

2 電子保証の利用方法

電子保証が可能な各保証機関にお問い合わせください。

また、当機構では施設ごとに調達を行っておりますので個別の契約の具体的な取扱いについては、各施設の調達窓口にお問合せください。

3 電子証書等の提出方法

各保証機関から発行された認証キー（電子証書を閲覧するための暗証番号）を各施設の調達窓口宛てに電子メールで送信してください。